

第5回熊本市・植木町合併協議会会議録

日 時 平成21年3月31日(火)
会 場 KKRホテル熊本 2階「五峯」

開会時間 14時30分
終了時間 16時50分

○ 出席委員等 (29名)

会 長	幸 山 政 史			
副会長	藤 井 修 一			
委 員	西 島 喜 義	金 山 武 史	竹 原 孝 昭	
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	高 田 嗣 人	
	森 勢 剛	小佐井 賀瑞宜	恵 口 健 一	
	植 村 米 子	今 井 洋 介	森 日 出 輝	
	西 山 喬	坂 田 弘 實	増 藤 敏 子	
	北 田 美 佳	堀 義 徳	吉 本 征 子	
	古 田 均	前 田 道 弘	緒 續 和 廣	
	角 毅 四 郎	富 吉 孝 介	服 部 澄 子	
	矢 壁 輝 光	本 田 恵 則	佐 藤 伸 之 (代理)	

○ 欠席委員等 (1名)

荒 尾 信

○ 幹 事 (2名)

竹 下 正 博 緒 方 哲 郎

第5回熊本市・植木町合併協議会次第

日時：平成21年3月31日（火）14：30～

場所：KKRホテル熊本 2階「五峯」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山 政史 熊本市長

3 議 事

[報 告]

議員専門部会からの報告

[議 案]

議案第 7号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の補正予算について

議案第 8号 平成21年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について

議案第 9号 平成21年度熊本市・植木町合併協議会の予算について

[協 議]

(1) 前回提案

協議第16号 総務関係事業について（その1）

協議第19号 健康福祉関係事業について（その2）

協議第22号 経済振興関係事業について（その1）

(2) 今回提案

協議第 7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて（その1）

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第12号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第16号 総務関係事業について（その2）

協議第21号 環境保全関係事業について（その2）

協議第22号 経済振興関係事業について（その2）

協議第23号 都市建設関係事業について（その2）

協議第27号 政令指定都市移行に関する事項について（その1）

4 その他

5 閉 会 藤井 修一 植木町長

司会者

それでは、定刻になりましたので第5回熊本市・植木町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方にはご多忙の中ご出席いただきまして大変有り難うございます。ここで本日配布致しております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会次第」それから「席次表及び出席者名簿」、冊子で「第5回合併協議会資料」以上3種類の資料を用意致しております。不足等がございましたら事務局までお申し出下さい。

(資料確認)

司会者

ご確認有り難うございました。それではお手元に配布致しております「会次第」に従いまして進めさせていただきます、よろしくお願い致します。

それではまず、本協議会会長でございます幸山熊本市長がご挨拶申し上げます。

幸山熊本市長

皆さんこんにちは。それでは第5回目を数えますが、熊本市・植木町合併協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は3月31日でございます、まさに年度末の大変お忙しい中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠に有り難うございます。また、KKRさんの目の前にもございます熊本城の桜も少し散り気味ではございますけれども、大勢の花見客の皆様方もおられますが、まあそういう大変お忙しい時期に本日ご出席をいただきました委員の皆様方・関係者の皆様方に心から感謝を申し上げる次第でございます。振り返りますと昨年の4月1日でございますが、この日は植木町さんと私どもが合併問題調査研究会の設置をさせていただいたと、この合併問題について本格的に研究をさせていただいたのが昨年の4月1日ということでもございまして、あれからちょうど1年が経過したことになります。それからこの法定協議会へと移行し、多くの皆様方からのご理解とご協力をいただきました中で、合併をし、新市になった姿というものも少しずつ見えつつあるのではないかというふうに考えておりますが、改めましてこれまでの皆様方のご理解とご協力に対しまして深甚なる敬意を表する次第でございます。本日の第5回目の会議でございますけれども、まずは議員専門部会からの報告がございまして、それからこの合併協議会に関する予算あるいは事業計画等につきまして議案として提案させていただきます。それから協議項目と致しましては、前回提案をさせていただきました3項目に加えまして今回提案分として9項目予定をさせていただきます。本日もかなりのボリュームになるかと思っておりますけれども、どうぞ皆様方からの忌憚のないご意見をいただきますように、なにとぞよろしくお願い申し上げます。改めまして、本日ご出席をいただきまして心から感謝を申し上げまして冒頭にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会者

それではこれより次第3「議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては協議会規約第10条第2項により「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願い致します。

幸山会長

はい、それでは規約に従いまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。まず、「委員の出席数について」でございますけれども、本日は熊本市側の荒尾委員さんから欠席の報告を受けておりますが、他の委員の皆様方におかれましては出席をいただいておりますので、協議会規約第10条第1項の「定足数」を満たしておりますことをご報告申し上げます。続きまして、「会議録署名委員の指名」を行わせていただきます。会議録署名委員の指名は協議会会議運営規程第8条第2項の規定によりまして「議長が指名すること」となっておりますので、指名をさせていただきます。本日は熊本市側からは今井委員さんに、それから植木町からは小佐井委員さんの、両名にお願いしたいというふうに存じます、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます、最初に「報告」でございます。この「報告」につきましては、先ほども申し上げましたが、議員専門部会における「審議の経過報告」でございます。それでは事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、事務局でございます。長くなりますので座って説明させていただきます。それでは資料冊子の3ページ4ページをご覧いただきたいと思ひます。4ページのほうでご説明をさせていただきます。今月16日に熊本市の議会のほうで行われたところでございます。議員専門部会第3回目でございます、決定いたしましたのがこの囲み書きに書いてあります「地域自治組織等の取扱いについて」。「合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。設置する地域自治組織は合併特例区とし、その名称は植木町とする。設置期間は、合併の日から5年間」ということで承認いただいたところでございます。なおこの議論の中で一部委員の皆様からは合併特例区の協議会につきまして、例えば「協議会委員の選任にあたっては、地域住民の意向が反映されるような適切な選任、また、報酬につきましても職責に見合った報酬をお願いしたい」との要望・意見が出たところでございます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今事務局のほうから説明がありました「議員専門部会からの報告」につきまして何かご質問等はございませんでしょうか。はい、それでは古田委員さんお願ひ致します。

古田委員

あの特例区の設置についてはですね、編入合併された地域の住民に対する緩和策というように考えられているようではございますけれども、現実には少々疑問も感じておるところでございます。聞くところによりますと、事業内容と予算規模をみても周囲からあんまり好ましくないような話が伝わってまいっております。熊本市民ばかりでなく、熊本市民以外からも批評だけが広がっているように感じているところです。具体的には事業内容と報酬も関係することですが、植木町も合併特例区となったら特例区長や協議会委員の待遇は先般合併をされました富合町と同じような取り扱いになるのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

幸山会長

はい、只今の古田委員からのお尋ねについては事務局のほうからお願い致します。

事務局

現段階ではまだ全く決まっておりません。富合町と同じになると決まっているわけではございません。ただ、特例区ができる以上特例区長さんは必ず選任致しますし、協議会委員さんも選任するという事だけは間違いないことでございます。

幸山会長

それから、その特例区で何を担っていただくのかというふうな事によっても変わってくるかと。

事務局

ええ、はい、特例区の中身につきましてはですね、特例区協議会委員の報酬が高いというようなお話が出ているということかもしれませんが、これは議会等でも出ましたけども、他都市の特例区いくつかございます他の都市にも、それと富合町の特例区の協議会議員さんのお仕事というのは私共としては違っているというふうに思っています。というのが、月に1回特例区の協議会に出席してご意見をいただくということではなくて、具体的に例えばコミュニティー部会とか地域振興部会とか広報部会とかいう部会をつくっていただきまして、それぞれの部会で、例えばコミュニティー部会ですと、区長制、嘱託員制度を持っております、これを5年後には自治会制度にもっていかなきゃいけません。これ中々難しいことではございますが、そういうものを責任持って取り組んでいただくというようなこと。例えば広報部会でいいますと、今でも植木町でも広報なんか出ていると思います、富合町でも広報がでておりましたが、その広報自体市政だよりによって変わっておりますので、現在では富合地区に関しましては特例区協議会の委員さん達が直接ご自分達で色んな卒業式であるとか運動会であるとかそういうのを全部出かけられて取材をして広報をご自分達で

作っておられるというような活動もしておられます。まあ、そういうふうな地域振興部会でいいますと、昔からありますお祭りなんかの企画、それから参加なんかも全部担っていただくというような目的で考えておりますので、単なる審議会の委員さん、意見を言うだけということでは考えておりません。従いまして私共としてはああいうふうな報酬というのも現段階で別に問題があるとは思っていないという状況でございます。

幸山会長

はい、ようございますでしょうか。他に報告について何かご意見・ご質問ございますでしょうか。他ございませんでしょうか。それでは他ないようであれば、「報告」につきましては終わらせていただきます。

続きまして議案に入らせていただきます。本日は議案第7号から第9号までの3件につきましてお諮りをさせていただきます。この3件はそれぞれ関連がございますので、一括のご審議をお願いしたいというふう存じます。それでは議案第7号から9号まで一括して事務局からの説明をお願い致します。

事務局

5ページからでございます、まず7ページをみていただきたいと思います。平成20年度の熊本市・植木町合併協議会の補正予算についてということで、別表に書いてありますとおり新市基本計画の策定支援業務でございます。これにつきまして現在新市基本計画の策定を進めておるところでございますけれども、これに関しまして87万2千円でございます。で、これにつきましては翌年度に繰り越しとして使用できるように今回繰越明許費補正としてお願いするものでございます。8ページをご覧いただきたいと思います、20年度の決算見込みでございます。まだ現在は見込みでございます。歳入・歳出でございます、485万円ほどの残があるということでございます。内容的に見ていただきますと、事業推進費のところ委託料、大きいもので433万7千3百円、これにつきましては当初組んでおりました新市基本計画これにつきまして出来るだけ事務局のほうで策定を致しまして委託する部分もかなり少なくしまして策定をしたということで、かなり経費的には節約が出来たものでございます。その他の項目につきましては決算の残でございます。次に

21年度の協議第8号の9ページでございます。「事業計画」でございます。ここに書いてありますように内容的には20年度と変わりません。合併協議会・専門部会・幹事会・作業部会・広報広聴、これにつきましては協議会だより・ホームページの管理運営ということで事業計画の予定をしているところでございます。次に議案第9号の11ページからでございます、来年度の予算でございます。1, 880万円と定めているところでございます。12ページ、13ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入予算でございます。負担金につきましては、1, 241万円ということで熊本市・植木町の割合はここに

1, 100万5千円と140万5千円とうことで、これは協議会だよりの配布等の差でございまして他の項目につきましては折半ということになっております。それから、県の補助金ということで法定協議会に対して150万円の補助が来年度はあるということでございます。その他先ほど申しました繰越金でございます。485万円繰越金を21年度に挙げさせていただいております。その他諸収入ということで1,880万円が歳入でございます。それから、14ページをご覧くださいと思います。歳出の予算でございます。会議費・事業推進費・事務局費ということで大きなものと致しましては、事業推進費1,200万5千円でございます、これにつきましては協議会だより、それから新市基本計画の印刷経費等それから役務費として協議会だよりの配送経費でございます。これは熊本市でございますけれども、それが大きなものでございます。あと会議費につきましては報酬等でございます。ということで歳出・歳入1,880万円ということでお願いしたいと思っております。以上でございます。

幸山会長

はい、それでは只今事務局から説明のありました議案第7号から第9号までにつきまして何かご質問・ご意見等はございますか。

特にご意見・ご質問ありませんでしょうか。それでは、ご質疑もないようでありますので議案第7号から第9号までの3つの議案につきましては原案のとおり承認ということでよろございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、有り難うございます。それでは議案第7号から第9号までの3議案は原案のとおり承認とさせていただきます。

それでは続きまして「協議」に入らせていただきます。協議につきましてはこれまで同様前回提案分のお諮りをさせていただきます。前回提案は協議第16号、第19号、第22号の3協議項目でございますが、これらにつきましては前回個票を使いまして説明を行っておりますので、今回承認の是非につきましてお諮りをさせていただきたいと考えております。それでは、前回提案の協議第16号「総務関係事業について(その1)」につきましてのご審議をお願いしたいと存じます。それでは事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

はい、協議第16号19ページでございます、「総務関係事業」ということで4項目ご提案をしているところでございます。読ませていただきますと、まず、1番でございます。「総

務関係事業のうち特別職の身分の取扱いについて、合併により植木町の常勤の特別職（教育長を含む）は失職をする」と。「植木町の非常勤特別職のうち、行政委員（農業委員会を除く）の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って協議、調整をする。」2番目でございます。「総務関係事業のうち条例規則等の取扱いについて、熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。」3番目でございます。「総務関係事業のうち非常備消防（消防団）及び消防団運営交付金について、熊本市の例に統一する。」と。4番目でございます。「総務関係事業のうち投票区について、植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。」と、以上4項目でございます。

幸山会長

はい、只今説明がありました協議第16号につきまして、まずはご質問・ご意見等があれば伺ってまいりますがいかがでしょうか。はい、どうぞ富吉委員さん、お願いします。

富吉委員

えっと、特別職の身分の取り扱いについて合併による植木町の常勤の特別職（教育長を含む）は失職をするとありますが、今植木町ではですね、教育長を中心として各学校を細かく回っていただいておりますね、予算が無い分はそういう細かい対応をいただいているのですが、もし合併した場合こうやって各委員の長さん達が地域にいなくなって中心が遠くなれば、中々そういう対応も遠ざかっていくのではないかという懸念があるのですが、合併後に今までどおりの対応をいただけるのかどうかなどをお聞きしたいのですが。

幸山会長

はい、それでは事務局からお願い致します。

事務局

あの、教育委員会の組織のあり方というものを今後検討して参ります。で、どうしていくかというような議論を致しております。で、その中でそういうふうなことにつきましてもう伺っておりますので、そういうこともふまえて検討させていただきたいと思っております。

幸山会長

はい、ということでよろございますでしょうか。他に何かご意見・ご質問あればお願い

致します。

幸山会長

他は特にございませんでしょうか、よろしいですか。

はい、それでは他ないようでございますので協議第16号につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは協議第16号「総務関係事業について」(その1)につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして協議第19号「健康福祉関係事業について(その2)」につきましてはご審議をお願い致します。それでは事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、それでは33ページをお開きいただきたいと思います。次のページまでで、7項目でございます。それでは1項目から読ませていただきます。「健康福祉関係事業のうち介護保険料について、平成22年度から熊本市の例に統一をする。」。2番目でございます「健康福祉関係事業で高齢者介護用品支給事業について、熊本市の例に統一をする。ただし、植木町で認定を受け給付が決定しているものについては、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。」。3番目です、「健康福祉関係事業のうち地域包括支援センターについて、熊本市の例に統一する。」。次が「健康福祉関係事業のうちふれあいいいきサロン事業について、当分の間、現行のとおり継続する。」。次が「健康福祉関係事業のうち次の事業については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。(総合健診・腹部超音波検診)」。6番目でございます、「健康福祉関係事業のうち熊本市優待証については、新市の事業として継続する。」ということでございます。ただこれにつきましては前回の協議会委員さんのほうから予算・経費的な質問がございましたので、地域保健福祉課のほうで答えさせていただきたいと思います。

幸山会長

はい、どうぞ。

熊本市地域保健福祉課

地域保健福祉課でございます。さくらカードの利用運賃の試算についてご説明申し上げます。まず、19年度の熊本市のさくらカードの一人あたりの年間利用運賃額が高齢者等

につきましては17,838円。それから障がい者につきましては5,768円となっております。これが基礎額になります。で、距離の問題がございますので、熊本市の端の運賃と植木町の拠点バス停の運賃で比較をさせていただいております、これの勘案率が1.48になります。それから対象者の見込み数ですけれども、高齢者・障がい者合わせまして対象者数が現在の人口で6,694人ということで、そのうち交付率がありますので、交付見込み者数として4,107名を見込みまして、今ご説明した3つを掛け合わせますと総額では9,800万円ほどになりますが、このうち熊本市としての負担見込み額が大体4,000万円ほどになるという見込みでございます。ただこれはあくまでも最大を見込んでおまして、熊本市の場合バス停を隣のバス停に行かれるとか2駅先とかそういった利用が非常に多くなっておりますので、実際にご利用になられる場合はこれよりもかなり少ない金額になるのではと見込んでおります。以上でございます。

幸山会長

はい、それでは7番。

事務局

はい、それでは次に34ページ7番のほうを見ていただきたいと思います。「健康福祉関係事業のうち診療体制・連携については、新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。」ここまでは同じでございます。前回の委員さんのご意見をふまえて次の3行でございます。「医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については一体的な経営体制の下で、大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行い、医師確保に努める。」ということで、この下線の部分を追加させていただいたところでございます。あその後、委員さんのご意見・色んな医師の交流等ありましたけれども、やはり1つは医師の確保が大きな問題かと思っております。そういうことで植木病院の院長・市民病院の院長、再度会談をしていただきましてこの部分を追記したところでございます。以上でございます。

幸山会長

はい、それでは只今説明のありました協議第19号一部補足説明あるいは一部前回に比べまして修正等々の説明も含まれておりましたけれども、その協議第19号につきまして何かご意見・ご質問あれば伺ってまいります。いかがでしょうか。はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

それでは、私の方から、ただ今の34ページの7番に記載されておりました病院事業の件についてお尋ねをしたいと思います。

記述内容も変わりまして、良かったというふうに思っております。ただ、住民の皆さん方の現在の考え方として、医師・看護師等の交流が実施されると直接経営改善につながるという思いが強くなるように感じております。医師の常勤とか配置の問題については、大学医局との協議によって行うということが、最終結論であろうと私自身は認識いたしておりますが、かなり楽観的な見解であろうなというふうに考えておりますので、慎重を要していただきたいと思っております。

そこで、確認のために率直にお尋ねしますが、合併によって医師の常勤、恒久的な配置が可能であるのかどうか。できるのか、できないのか、この点について簡単に結構でございますので、お答えをいただきたいと思っております。更には、病院の交流強化によって、どれ程の経営改善に波及していくものであるのか、即効果が現われるものなのかどうか、もしも経営改善が充分見込めるということであれば、その根拠や具体策というのをお示しいただければと思います。

幸山会長

はい、それでは事務局からお願い致します。

事務局

先ず、医師の確保ができると言い切っているわけではございません、努めるというふうに申し上げております。これは、現段階で申し上げられるのはそこまでということでございます。それが1点目。

それから、植木病院自体が医師数の不足による経営問題というのもあるというふうに伺っております。仮に合併した場合に熊本市の病院、植木病院となった場合にも、経営改善には取り組まなければならないということでございますので、合併した後、熊本市としても医師数の確保については全力を挙げるということは当然のことということでございます。

それから、経営改善がちゃんとできるのかどうかということになりますが、これについては、現段階で例えば経営のどこに問題があって、今何なのかという細かい詰めまではお互い事務方同士では致しておりません、今の段階では。そういうことでございますが、いずれにしても経営改善に努めなければならない、これは熊本市の責務としても努めなければならない。合併した後はですね。ということになると思います。

幸山会長

はい、どうぞ。

小佐井委員

ありがとうございます。

それでは、念のために1点、またお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども、熊本

市域における医療・保健・福祉事業の一環として、先般、熊本産院の市民病院統合計画というのが、現在進行中というふうに察しておりますけれども、世情では公的病院そのものの役割と、いわゆる財政とのせめぎあいの中で、非常に大変現実的な解決策を見出さなければならぬようなものであるのではなかろうか、そういう状況にあるのではなかろうかというふうに感じておりますけれども、そこで、病院存続の根幹を成す現在の市民病院の担う役割、理念について是非お尋ねしたいなと思っております。

幸山会長

はい、市民病院からお願い致します。

熊本市立熊本市市民病院総務課

市民病院総務課でございます。

熊本市市民病院では、自治体病院といたしまして、今、事業をやらせていただいているわけでございます。市民病院の経営理念という御質問でございましたが、私ども自治体病院と致しまして、これは共通していることと思っておりますが、採算面等から民間病院ではなかなか困難な医療というものに取り組みまして、公共性と経済性のバランスをとりながら健全な経営を行っていかねばならないというのが、先ず基本的な理念だと思っております。

また、そのような中で、熊本市市民病院と致しましては、今年度に総務省の経営改革プランに基づきます改善計画を作らせていただいたわけでございますが、その中でも重点的にやっていきたい事業と致しまして、周産期母子医療、がん医療、それと生活習慣病医療、救急医療、これを4つの柱と致しまして、そちらを重点的な医療を続けていきたいという考えを打ち出したところでございます。

小佐井委員

バランスの取れた経営というような文言があったように今認識いたしましたが、非常に大変であろうなというふうに思っております。それと同時にバランスというのも、どれくらいのバランスであるのかなというのが少々私も気がかりではありますが、ただ今役割と採算性等に対する見解についてはいただいたわけでございますが、参考のためにお伺いさせていただきたいと思っております。熊本市域における医療体制の現状について地域医療、救急医療という話も出て参りましたけれども、これを一生懸命やっておられるかとは思いますが、それを補うような民間による診療体制というか医療体制の存続など、どのように感じていらっしゃるのか、どのように分析されているのか、できればお伺いしたいなと思っております。更には、分析を踏まえたところで、問題点があるのであれば、どうということが問題点であるとか、その具体的な解決策は何であるとかというような見解があったら、是非お聞かせいただきたいなと思っております。

幸山会長

はい、事務局からお願い致します。

事務局

すみません。

今日は、この項目が病院のことでございまして、病院からは来ているのですが、健康福祉局の方が現在来ておりませんので、また後日ということで。申し訳ございません、この答弁につきましては。

幸山会長

もし、今日のこの採決に直接関わることでなければ、次回報告させていただきたいと思いますが。

はい、分かりました。それでは次回また改めまして報告させていただきます。

はい、それでは手が挙がってありました吉本委員さんお願い致します。

吉本委員

42ページの「ふれあいいいきサロンに」についてお尋ね致します。ここに当分の間ということで挙がっておりますけれども、これは42ページ植木町の状況についてお読みになりましたらよくお解りいただけるかなとは思いますが、植木町においてサロンをやっておりますけれども、本当に歩いて通える地域の公民館で実施致しておりますし、また個人宅でもってということで、これは高齢者の方から大変喜ばれているわけですね。で、私もこれにボランティアとして色んな活動に参加しておりますけれども、本当に高齢者の方達に喜ばれているのですね。本当に地域に近いからこそこの手押し車を押してそして参加していらっしゃる。月に4回となっておりますけれども中々4回できないところは2回位となっておりますけれども、老人の方が大変喜んでいらっしゃるということなのです。で、これに対しては事業に対して高い評価を受けているということでもあるわけですね。それで、植木町にある地区の公民館についてはですね、国のほうから介護予防拠点整備補助金という事業がありまして、これで10/10の補助金をいただいて、今回手すりを付けたり、それからスロープを付けたりというようなことで、公民館の中がまた一段と充実されてまいりました。で、その中でこういうサロンをやっておりますので、高齢者の方達は大変喜んでおられるのです。ですから、これについては逆に熊本市さんは参考にしてやられてはどうか、というくらいに思っております。それで、是非これは当分の間ということではなく継続でやっていけるようにしていただけないかなと思っておりますので、よろしくお願い致します。

幸山会長

はい、では関連でということですかね、植村委員さんどうぞ。

植村委員

私はあのここに今おっしゃいましたような「いきいきサロン」各地域でも熊本市でもやっております。で私達の地域でも毎週一回地域でやらせていただいておりますので、ここがなんで植木町が当分の間となったのかわかりませんが、おそらく、私達の地域だけでなく色々なところで「いきいきサロン」はなされていると思います。ただ、私達は地域だけでなく包括支援センターの方・保健福祉センターの方と一緒にしながら毎週いたしておりますということをご報告申し上げたいと存じます。

幸山会長

では、そのこともふまえて担当課のほうからお答えをお願い致します。どうぞ。

熊本市高齢介護福祉課

高齢介護福祉課でございます。今の植木の委員さん、熊本市の委員さん両方からお話いただきまして、確かに熊本市のほうでも「いきいきふれあいサロン」させていただいておりますけれども、当分の間現行のとおり継続するというような熊本市のほうで金銭的な面で予算化をさせていただいておりませんので、植木のこのようなやり方で1, 100万円ほど予算を付けてらっしゃいますので、しばらくというような形で継続させていただくというような表現をさせていただいたところでございます。

幸山会長

事務局のほうから補足をお願い致します。

事務局

あの、他にもでてくるかもしれませんが、熊本市で植木町と同様な色々なサービスをやっている場合に、例えば補助金なしに地域の色々な自治会のお金であるとか、地域のお金の中で取り組んでおられるとか、ボランティアを含めて一緒にやっておられるとかそういう風な形で取り組んでおまして、それも活発にやっておりますので、どちらが将来的にいいのかということもございますのでそこも含めて、ずっと同じシステムで植木は植木という形でなくて、熊本市の例もご覧いただきながら将来的に検討をしていこうということでございます。ただ、当分の間でございますので5年で切るとかそういうことではございません。まあ、そういう形で様子を見ながら「どっちがいいのか」とお互いに理解をしながら進めていくというような形で考えているということでございます。

幸山会長

はい、いかがでしょう。

吉本委員

ここにサロンのやり方っていうのが色々あるかと思うのですね。ただここを読みました時には、その大きい地域のセンターあたりでやってらっしゃるのかなというふうに捉えました。で、私達の場合は本当に近くにある部落にある公民館で実施致しておりますので、そういうところもあるかもしれませんよね。ここを見た時には植村委員さんのほうはそういうことをやってらっしゃるというふうにおっしゃっていますけども、これを見た時には大きいところでやっているのかっていうようにとらえましたので、私のほうとしては、本当に身近なところでやっている、地域でやっている、いいことをやっているものですから、とにかく老人の方が喜んでいるということなのですね。普段は寒い時にはほとんど家の中で寝ていらっしゃるのですよ。そういう方がサロンする時だけは起き上がってですね、そして手押し車をおして参加しているということなのですよ。大変喜んでいらっしゃるものですからここに「当分の間」ということが出ておりましたので、是非継続というようなことでお願い出来るならということで申し上げました。

幸山会長

はい、ようございますでしょうか。それでは副会長さんお願い致します。

藤井副会長

えっと、私からも一言お願いしたいと思っておりますけれども、行政区は110ございまして、この「ふれあいいいききサロン」107か所で展開を致しております。それほどきめ細かに地域住民と密着した中でお年寄りの集会の場所を設けてその運営も地元でやっていただいているということで、私は1,100万円の予算は決して高いとは思っておりません。これだけのわずかな費用でもって介護予防ですとか、あるいはお年寄りの生きがい対策というようなことに十分寄与出来ていると、費用以上の効果がでてきているというふうに思っているところでございまして、合併の議論をする際に地元のお年寄りからも是非なくなるようにしてもらいたいという強いご意見がございました。「私はこれが生きがいです。」というお話もあるくらいでして、これが後退することがないように継続で出来るようにお願いをしたいということを私からも改めて要請をさせていただきたいと思っております。私共の基本的な姿勢の方針が住民との協働によるまちづくりと申し上げておりますけれども、その1つの形の現れでもあるというふうに思っているところでございまして趣旨をご理解していただきまして継続出来るなら取り組みをお願い申し上げたいと思っております。以上です。

幸山会長

はい、それでは事務局からお願い致します。

事務局

あの、当分の間というのがどこに掛かっているのかということでございますが、基本的にはやはり補助金の問題だと思います。熊本市では補助金なしで地域のお金であるとかそういうことでやっている、もちろん無料でやっているというわけではないわけで、制度が若干違うということ。で、この事業そのものは当然継続させていただくということになると思います。そういう意味で言いますと、この場でというもの変なのですが、例えば事業は現行のとおり継続すると、で、制度については今後検討を行うというような書き方をさせていただくと誤解がない形になるのかなと思いますがいかがでございましょうか。

幸山会長

えっと、増藤委員さんのほうからも手が挙がっておりますので、お願い致します。

増藤委員

あの、先ほど植村委員からもお話がございまして、まったくそのとおりであるのですが、少し主催する組織体が違って私の校区では社会福祉協議会が主になりまして、吉本委員がおっしゃいますように私の校区でも団地の集会場だとか、それから最寄りの公民館の中でとか、本当に密で民生委員がお世話致しまして福祉協議会の会長さん副会長さんその他民生委員が理事になっておりますものですから、そういう方々達とボランティアの方達を入れまして、定期的に行っております。ここに植木町がこんなふうに出てきているのは先ほどからご説明もあっておりますように予算措置の違いだと思いますので、しばらく両方を眺める必要もあるかと私は思います。

幸山会長

はい、様々この「いきいきサロン」についてはご意見が出てきているところではございますけれども、先ほど少し事務局のほうから修正的な話もありましたが。

事務局

事業については現行のとおり継続をすると、制度については今後検討を行うというようなことでいかがかなというふうに。ちょっとギクシャクとした文言でございますが。

幸山会長

ちょっとこの協議第19号につきましてはこの「いきいきサロン」だけではありませんので、他のこれ以外の事でも構いませんし、それ意外の意見をしばらく伺ってまいりたいというふうに思います。はい、どうぞ。

服部委員

えっと、項目2番の認定の段階項目内容が植木町と差異があればそこら辺を教えてください。その段階要支援1から要介護5までありますよね、その差異がかなりあるのであれば受ける恩恵も違ってきますので、熊本市さんの場合どういうふうになるのか簡単に結構ですので教えていただければと思います。

幸山会長

それでは担当課のほうからお願い致します。

熊本市高齢介護福祉課

今のご質問いただきましたのは39ページの段階のことでしょうか。こちらが認定でございませんで、介護保険料の段階になっておりますので。

服部委員

保険料ではなくて、33ページに認定の有効期間ってありますよね。で、熊本市に統合される場合ですね、認定の項目がありますでしょ、要支援から要介護まで。

熊本市高齢介護福祉課

あの、介護保険の場合ですね認定の段階は全国一律でございます。ですから植木町と熊本市・・・。

服部委員

2番の項目ですよ。

幸山会長

40ページですね、個票の40ページ。2番の高齢者介護用品支給事業のところのお尋ねですね。

熊本市高齢介護福祉課

ですから、その段階で申しますと、当然要介護1から5まで、それから要支援1・2ということでございますので、植木町でいいますとこのオムツの支給は要介護1以上の方、熊本市でいいますと要介護4・5ということで、かなり重度の方が対象で配布させていただくような状況でございます。

服部委員

ということは今現在要介護1の植木町の方は該当しないということですよ。

熊本市高齢者介護福祉課

はい、熊本市の例に統一させていただくとそのような形になります。

服部委員

結構です、有り難うございます。

幸山会長

他に何かご意見・ご質問ありますでしょうか。はい、事務局からどうぞ。

事務局

実はですね、介護保険というのは介護料とサービスとがリンクしておりまして、一緒ということでございまして、従いまして39ページの平成22年度から熊本市の例に統一するということは、これは基本的にはご疑問があったかもしれませんが、植木町では月額4,650円、平成21年度からも、で、熊本市が4,200円になります。ということで、出来たら平成22年度から熊本市の例に統一したほうがいいのではないかと合併と同時に、というような1つの調整方針がございまして。そうなりますと、できましたら介護内容といますかサービス内容も合わせていただくということで、リンクをしているというふうなことでございまして。そういうことでございまして。

幸山会長

はい、他に何かご意見・ご質問ありますでしょうか。協議第19号につきまして他はございませんでしょうか。

それでは、他ご意見・ご質問ないようでありますので、先ほどの「ふれあいいいききサロン事業」については。

幸山会長

それでは、事務局、さっき言われたのをもう一度言ってもらっていいですか。

事務局

ちょっと先ほど言ったのと違いますが、申し上げさせていただきます。

「当分の間現行のとおり継続をする。」と、「その後新市においてその手法を検討する。」というようなことでいかがでしょうか、ということでございまして。植木町の制度が主語でございまして、植木町の制度は当分の間現行のとおり継続をします。その後新市においてその手法を検討する、というようなことでいかがでしょうか？ということでござい

ますが。

幸山会長

はい、只今事務局のほうから調整方針について再提案がされたところでありますが。

事務局

当分の間、とらせていただきます、はい。

あの、中身は一緒でございますので、いわゆる植木町の制度（事業）についてはですね、「当事業については現行のとおり継続をすると、その後新市においてその手法については検討する。」というふうにさせていただきます。で、「この事業については」ということでさせていただきます、「その手法については」は「今後検討する」ということにさせていただきます。

幸山会長

それでは、今事務局のほうから再提案がありました調整方針は、「この事業については、現行のとおり継続する。」と、「その後新市において、その手法を検討する。」ということによろしいですか。

はい、という提案がなされておりますけれども。

事務局

すみません、ちょっと色々こっち事務局で話がありよりまして、ガタガタしておりますが、前段は一緒ですが、「現行のとおり継続する。その後・・・」となっていましたのを「現行のとおり継続し、新市においてその手法を検討する。」と。「その後」っていうのが非常にあいまいでございますので、「新市になったら」「その手法については検討させていただく」ということで書かさせていただくということによろしいでしょうか。

幸山会長

はい、再々提案がありましたが、「現行のとおり継続し、新市においてその手法を検討する。」という調整方針の再提案がなされました。

えっと、もうご意見・ご質問等ないようでありますので。はい、古田委員さんですかね、どうぞ。

古田委員

43ページですけども、相違点と課題というところで熊本市においては腹部超音波と前立腺ガンを除き各種検診をやっていると、それと最後になりますけれども、総合健診という形では熊本市は実施していないというような文言が書いてありますけれども、超音波

と前立腺ガンをどうして除かれたのか、それから総合健診をどうして実施されていないのかについてお答えをお願いしたいと思います。

幸山会長

はい、それでは担当課のほうからお願い致します。

熊本市健康づくり推進室

最初のご質問の「なぜ、前立腺ガンと腹部超音波を除いたか」ということですが、ガンの検診に関しましては国のほうでガンの検診実施の為の指針というのを出しております。この指針によりますと通常住民検診でやる場合は、限られた費用の中で有効性のある検診をとということで、一応指針の中にガン検診の種類を定めているところでございます。現行では、この前立腺ガンと腹部超音波については、現在のところ有効性については保留というような扱いになっておりますので、現行では熊本市ではこれを除いた形でやっているとところでございます。まあ、この研究につきましては継続してなされておりますので、今後そういった研究の成果として指針の中に盛り込まれれば当然熊本市の中でもそういったものの実施について検討していきたいと考えております。

それから、総合健診でございますが、現在乳がん・子宮がんにつきましては個別検診をやっております。肺ガン・胃ガン・大腸ガンについては基本的には地域を回る巡回検診をやっているとところでございます。ただ、この巡回検診についても一部セット検診という形で、医療機関の中でやっております、そこで乳ガン・子宮ガンを一部の医療機関ではやっておりますので、一部で総合健診をやっているという状況ではございますが、まだ広げる状況には至っておりません。集団検診の場合にこれだけ5種類の検診をする為には、かなりのスペースがいるということもございまして、中々中心地でこういったスペースを設けてというのが現状では厳しいところではございます。ただ受診率を高めて市民の方の利便性を高めるという意味ではできるだけ多くの検診を一度に受けられるような体制というのは今後検討していきたいとは考えております。以上でございます。

古田委員

あの、失礼な言い方になるかもしれませんが、熊本市のほうはどうしても構成といいますか、そういった社会保険の割合というものが高いのではないかと思います。どうしても植木町の場合は国民健康保険の割合が高いわけですので、できますならばこういった今実施されていない案件についても是非取り組んでいただくよう一つお願いをしておきたいと思っております。

幸山会長

はい、お願いと要望ということでよろしいですか。

それでは他に何かご意見・ご質問ありますでしょうか。他ございませんでしょうか。

(異議なし)

幸山会長

それでは、他ないようでございますので、まずは採決に移りたいと思いますが、協議第19号の中で個表の42ページですね、(4)の「ふれあいいいきサロン事業」ここだけについて採決をさせていただきたいというふうに思います。調整方針に変更がございます。「現行のとおり継続し、新市においてその手法を検討する。」という調整方針でございますでしょうか。ご異議ございませんでしょうか。

幸山会長

ご異議ございますか？ ございませんか？

(はい)

幸山会長

それでは、そのような変更をしたうえで「承認」というふうに取り扱わせていただきます。

それでは、協議第19号のそれ以外の部分、(4)以外の部分につきましては原案のとおり承認ということでよろございますでしょうか。

(異議なし)

幸山会長

それでは、協議第19号のそれ以外の部分、(4)以外の部分につきましては原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして協議第22号「経済振興関係事業について(その1)」につきましてご審議をお願い致します。事務局からお願い致します。

事務局

47ページをご覧いただきたいと思います。「経済振興関係事業」でございます。次ページもありまして6項目でございます。まず1番でございます。「経済振興関係事業のうち基盤整備事業について、熊本市の例に統一する。なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。」「経済振興関係事業のうち農地・水・環境

保全向上対策事業について、現事業期間中（平成23年度まで）は、現行のとおり継続する。」と。3番目でございます「経済振興関係事業のうち次の事業については、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。（生産体制強化対策事業・農業用廃プラ類処理対策協議会）」4番目でございます「経済振興関係事業のうち農業振興地域整備計画変更について、両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。」5番目です。「経済振興関係事業のうち企業立地促進事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。」48ページでございます。「経済振興関係事業のうち中心市街地活性化対策事業について、現行のとおり継続する。」ということでございますけれども、6番目でございます、前回委員さんのほうからご質問がありましたのが一件の市で二件の中心市街地基本計画の認定が可能かどうかというようなご質問がありましたので、それについて関係の都心活性推進課のほうで回答させていただきたいと思っております。

幸山会長

はい、お願いします。

熊本市都心活性推進課

中心市街地活性基本計画こちらのほうの運営をさせていただきます都心活性推進課でございます。同じ市町村で2つの地区を認定できるかというお話でございますけれども、原則的には1市町村1区域でございます。ただ、合併市町村・政令指定都市など歴史的な経緯がある場合とか、相当程度大きな規模を有している場合などにおいては、同一の市町村内にあっても地域の実情により複数存在するところがございます。現在全国で77地区75市町村が認定を受けているところがございます。今、現在2つ複数もっているところが北九州市と静岡市でございます。北九州市におかれましては小倉地区と黒崎地区の2ヶ所と。この場合は早くから市域を超えた広域的な商圈が形成されておりまして、交通結節機能などの都市機能の集積が高い地域でございます。北九州市では小倉地区とそれから黒崎地区をそれぞれ都心・副都心というような位置付けをされているところがございます。

それから静岡市の場合でございますけれども、去る3月27日に自治区認定を受けております。ここは皆さんご存知のとおり静岡市と清水市が合併したところでございます。当時の規模でございますけれども、静岡市が45万人、それから清水市が25万人ということで、それぞれの中心部については相当な商業集積があったということで、今までの例から言いますと、同規模もしくは準ずるような都市であれば複数が可能だと、植木町さんのほうの場合になりました場合、合併した場合熊本市の他の地域、今回合併の中に協議をされております益城町さんとか城南町さん、それから熊本市にも商業集積がある地区が結構ございます。この辺と比較した場合に、今中心部で交通センターそれから通町・桜町この

辺りの分と比較してそれに順ずるようなところというふうな形の分には非常に厳しいかと思っております。そういうわけでございまして、今、現在植木町さんのほうで中心市街地基本計画を策定されておまして、国の認定を受ける為の努力をされているかと思えます。是非とも植木町さんのほうで町の段階でこの認定を受けられましたらば、新市のほうに引き継ぐということは可能でございますけれども、合併後になりますと他の地域のバランスもございまして、非常に厳しい状況かと思えます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今協議第22号につきまして補足説明も含めて説明が終わったところでございます。それではご意見・ご質問伺ってまいります、いかがでしょうか。

はい、どうぞ副会長。

藤井副会長

私が申し上げることではないかもしれないけど、合併協議をやっている自治体それぞれに中心市街地活性化基本計画策定を進めているわけですよね。それで、合併協議の経緯をふまえて別々に認定することは可能であるというふうに私は読み取っていたわけですが、今の話と全然違うように説明を聞いたわけですが、いかがですか。

幸山会長

再度担当課のほうからお願い致します。

熊本市都心活性推進課

私が今申し上げましたのは、20年の1月10日に内閣府の中心市街地活性化担当室のほうからでおります中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルというのをごさいます。この中に私が先ほど申し上げたような文が書いてございましたもので、今のご発言をさせていただいたところでございます。

幸山会長

はい、どうぞ事務局のほうからお願いします。

事務局

今、原課としてはですね、そういう議論を行っているというふうでございます。その結果として、ご報告をしたということです。私どもとしてはそういう状況ですとしか申し上げようがないのですが、ただ出来ましたら私がお伺いしているのでも植木町でも現在かなり申請の打ち合わせはしておられるというふうに聞いておまして、あと1項目くらいまとめれば大体認定のほうにいくのではないかというふうに聞いておりますので、植木町の

段階で認定がとられるのではないのかなというふうに理解しているという前提でのご答弁だったと理解しております。

幸山会長

ちょっとお待ち下さい。

幸山会長

それでは、時間が経っておりますのでしばらく休憩を致します。10分程度と考えておりますので、10分経ったら席のほうにお戻りいただきますようお願い致します。

(10分休憩)

幸山会長

それでは、再開をさせていただきたいというふうに思いますので、ご着席のほうをよろしくお願い申し上げます。

数名の委員さんがお戻りでないのもう少しお待ち下さい。

幸山会長

はい、それでは再開をさせていただきます。協議第22号について説明が終わったところでございますが、大変申し訳ございませんが、只今説明のありました協議第22号「経済振興関係事業について(その1)」につきまして6項目めにつきましては次回再度ご協議をいただくということで、それ以外の1～5番までにつきましては本日は採決をさせていただきたいというふうに思いますので、そこについてのご意見等をいただければというふうに存じます。よろしくお願い申し上げます。

幸山会長

いかがでございましょうか。ありませんということですが、特にご意見・ご質問ありませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは、無いようでありますので協議第22号の1番～5番までにつきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは協議第22号「経済振興関係事業について（その1）」の1番～5番までにつきましては原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして、協議2の「今回提案分」に入らせていただきます。今回提案の協議第7号から協議第27号までの中の9協議項目につきましては最初の協議になりますので、委員の皆様にご説明を行いまして、次回の第6回の協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、協議第7号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

今回提案分の61ページ以降でございます。63ページ「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」でございます。65ページ調査票のほうでご説明をさせていただきたいと思ひます。「農業委員会委員の任期」ということで、調整方針と致しましては、「農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。」と、「農業委員会の委員の任期は現行のとおり継続する。」というところで、制度比較の中に植木町さんにおきましては18年3月30日から21年3月29日というところで、昨日、任期がきれてまして新たな新農業委員さんになったところでございます。熊本市は23年7月19日まで現在の農業委員さんの任期があるところでございます。ということで、これは、「農業委員会の委員の任期は現行どおり継続する。」というところで調整方針はさせていただいております。66ページでございます。「選挙区及び選挙区の委員の定数」でございますけれども、同じように「農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。」と「ただし、新市が政令指定都市に移行する際見直し・再編を行う。」と「農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数は現行どおり継続する。」というところで、熊本市40名・植木町さん15名ということで、熊本市の場合は選挙区を市内の9選挙区に分割しております。植木町さんは全域ということで、これをそのまま現行どおり継続するということにさせていただいております。協議第7号は以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第7号につきましてご意見・ご質問があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。はい、どうぞ古田委員さん。

古田委員

農業委員会の選挙区の区割りですけれども、9選挙区で農業委員の定数40名というよ

うなことになっておりますけれども、「基準」というものがありましたら一つお示しをいただきたいと思います。

幸山会長

はい、「選挙区の基準」ということですが、農業委員会事務局のほうからよろしいですか。
はい、お願いします。

幸山会長

まずは事務局のほうからいってもらいましょうか。はい、事務局からお願い致します。

事務局

後で担当課のほうがお話すると思いますが、基本的には農業委員会の上限が40名となっております。それ以上の農業委員ってというのは選任できないっていう形になっておりまして、熊本市は上限の40名ということでございます。それから熊本市と富合町が合併した段階で農地面積及び農業従事者の方の人数が基準を超えましたので、新熊本市（富合町と合併した）は2以上の農業委員会を設置することが出来るということになっておりまして、現状では2以上の農業委員会が設置出来るという状況でございます。

幸山会長

はい、それでは農業委員会事務局からお願い致します。

熊本市農業委員会事務局

すみません、大変お待たせしました。農業委員会等に関する法律第7条にございますけれども、今事務局長が申しましたように面積が5,000haを超える、それから農業者数が6,000を超える場合は40名の農業委員を設けることが出来る。で、これは上限でございまして、どれだけ農地面積が増えても農業者数が増えても40名を超えることは出来ません。それから20名・30名という形でございますけれども、現在熊本市農業委員会は面積基準をクリアしているということで最大数をとっております。

幸山会長

えっと、確か区割りについての考え方をと古田委員さんおっしゃったと思うんですけど。

熊本市農業委員会事務局

あの選挙区も同じように農地面積それから農業者世帯数で選挙区が変わります。ですから農業者数で600世帯が以上、それから農地面積で500ha以上が1つの選挙区を設けることが出来るということで、熊本市の場合は9選挙区、植木町さんは1つの選挙区と

いうことで現在されております。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。

古田委員

ただ、富合が合併した場合何年間かの経過措置というようなことで2つ置かれておるのですか。農業委員会は。

幸山会長

はい、富合さんとの調整方針についてということですが。

熊本市農業委員会事務局

はい、富合町さんとも農業委員会調整を行いまして、じゃあいつまで2つの農業委員会でいくのかということがございました。お互いの任期が若干ずれております。熊本市の場合は23年7月まで任期ということがございますので、熊本市の任期時点で見直し・再編するということをお互い富合町さんと協議が整っております。

古田委員

はい、じゃあ仮に今度植木が熊本市と合併したとしますと、3つ置けるわけですか。

幸山会長

はい、どうでしょう。

熊本市農業委員会事務局

農業委員会数は先ほど言いましたように2つ以上の委員会を置くことが出来るという表現になっているのもですから、3つでも4つでも農業委員会は置けるということがございます。現に全国の中でも4つの農業委員会、6つの農業委員会がございます。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。

古田委員

じゃあ、仮に熊本市が政令市となった場合は、1つの富合とか植木町が熊本市の農業委員さんの任期で新しく見直しますよとなった場合、今上限が40名とおっしゃいましたけれどもその40名の枠内でいくというわけですね。

幸山会長

はい、事務局からどうぞ。

熊本市農業委員会事務局

はい、合併とは別に当然先々の政令市ということを私共も目指しているわけですので、政令市になった場合に農業委員会法の中に、当然区というのが政令市の中に区制度になります。で、区役所制度になりますけれども農業委員会のほうとしては原則的には区に1つ農業委員会を置くということが書いてあります。そうなりますと、熊本市は将来区がいくつ出来るか分かりませんが、区ごとに農業委員会が出来るかもしれません。しかしながら、その農地面積・農業者数が少ない区があった場合、それは2つの区3つの区と一緒に農業委員会一つということも考えられるかもしれません。ですから、当然今の時点で先のことを申し上げられませんが、政令市になった場合には見直し・再編ということで現在の熊本市も区の中での見直し・再編に入りますので、区がどのような型になるか分かりませんが、そういう時点で見直し・検討を行うということでございます。

幸山会長

はい、ようございますでしょうか。他に何かご意見・ご質問ありますでしょうか。
他ありませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは他無いようでありますので、次に移ってもようございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは、次に移らせていただきます。続きまして協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて(その1)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、67ページ以降でございます。議員専門部会のほうで合併特例区を置くと、5年間いうことで承認をいただいた項目でございます。改めて協議会のほうにご提案をすることでございます。69ページをご覧いただきたいと思います、同じように文言調整方針については同じような形で記載をしているところでございます。現在、熊本市は富合町の

合併特例区が1つ設置されているところがございます。70ページ以降でございます。いわゆる地域自治組織に関する説明でございますけれども、それぞれに地域審議会・地域自治組織としては地域自治区、合併による地域自治区、合併特例区でございます。この中に根拠法が書いてありまして合併特例法が一番左側の地域審議会、それから右側の2つ合併による地域自治区、それから合併特例区でございますので、この3つについてご説明をさせていただきますと思います。まず、法人格でございます。法人格がありますのが合併特例区だけでございます。特別地方公共団体ということで、これには法人格を持たせてあります。それから、いわゆる機能としてはこの3つの機能、特にこの地域審議会「長の諮問に応じて審議し、また必要と認める審議事項について長に意見を述べる。」ということで、いわゆる審議会であります。「合併による地域自治区」でございます。これは、「市町村の権限に属する事務を分掌させる。」ということで、いわゆる総合支所とかありますけれども、こういうものをここでやっていくと、地域の住民の意見を反映させつつ処理するということでございます。「合併特例区」とはこれと違いまして、ここに書いてありますように、「旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの、及び地域の住民生活の利便性向上等の為、合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち規約で定めるもの。」ということで、一応規約で定めることが出来るということになっております。それから設置方法でございます。この3つとも議会の議決ということ、協議の上に議会の議決が必要であるということと。合併特例区は特に「知事の認可」が必要でございます。それから設置期間でございます。「地域審議会」は一定期間でございますけど特に上限はありません。「合併による地域自治区」につきましてはこれも同じように上限はありません。ただ、他都市の例を見ますと大体新市基本計画が定めております10年ということで定めているケースが多いようにみられます。「合併特例区」の上限は5年でございます。それから、「事務所の所長・長」でございます、「合併特例区」のほうは区長を、特別職を置くということになっておりますが、「合併による地域自治区」でございます、これはいわゆる所長は職員であっても職員に換えて特別職を置くということも可能となっております。これもいずれも2年でございます。事務所の職員につきましては、この「合併による地域自治区」これは職員でございます、いわゆる総合支所とかと同じでありまして職員でございますけれども、「合併特例区」のほうは一応併任ということで職員がおりますけれども、市町村の職員と併任という形になっております。それから「事務所の事務」につきましては先ほど言いましたように「地域自治区」は市町村の事務をやりますし、「合併特例区」は規約で定められた事務を処理するということになっております。71ページでございます。「審議機関」ということで「地域審議会」、合併による地域自治区は「地域協議会」、合併特例区は「合併特例区協議会」ということになっております。その他審議機関の役割・権限でございますけれども、いわゆる長の諮問に応じて審議をしたり、色んな意見を述べることにつきましてこれは3つとも同じでございます。ただ、「合併による地域自治区」と一番右側の「特例区」については、いわゆる色んな区の中にある重要事項についてはそれぞれ

れ意見を聞かなければならないというような規定もあるところでございます。このほか「合併特例区」につきましては予算・規約の変更につきまして合併特例区の協議会の同意が必要ということが規定されております。その下が選任方法でございますけれども、合併特例区は2年以内でございます。あと、合併による地域自治区は4年ということになっているところでございます。その他一番下の予算編成権でございますけれども、合併特例区については予算編成権ということで一応「ある」ということで、これは市町村によって措置された財源、いわゆる交付金とかでございます。それを独自に予算編成するというのでそれぞれの事業・規約に基づいた事業をやる時にこれを予算化するというようになっております。ただ、課税起債権限はないということになっております。大体そういうようなことで、合併特例区が大きく見ますと特別地方公共団体ということで独自に処理が出来るということ、それから合併による地域自治区いわゆる総合支所に所長さんが特別職というような、一般職の職員ではないということ。そして地域協議会を置けるということです。それから、地域審議会というのはいわゆる審議会というのを置くということだけで他のあれはないということになります。簡単に説明しますとそういうことでございます。72ページ、富合町の合併特例区の内容を主なものを記載しております。いわゆる処理する事務としては5項目、公の施設管理やコミュニティ関連等をやっております。予算につきましては、合併特例区の予算は交付金として熊本市が交付をしているということで、ここに予算も記載しているところでございます。それから下のほうになりますと区長の任期は2年ということでございます。それから合併特例区協議会につきましては、現在は構成員としては元町議会議員さん達、こういう方々がなっているということでございます。それから10人以内ということで規約に規定致しております任期限は2年ということになっております。73ページが富合町の場合の処理する事務ということで記載しているところでございます。それから74ページです、先ほど申しましたように併任という形になりまして、左側が特例区の事務局、右側が総合支所でございます、例えば特例区の事務局長さんが総合支所の総合支所長をされているというようなことでなっております。75ページから規約で、第3条が合併の日から5年ということ、第4条で事務内容を書いております。それから第7条が区長の権限ということで区長が合併特例区を代表しその事務を総理するというようなことになっております。76ページ第10条でございます。構成員の定数10人以内ということで規定しているところでございます。以上が富合町の内容でございます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第8号につきましてご意見・ご質問があれば伺ってまいりますがいかがでしょうか。はい、どうぞ。

富吉委員

先ほど古田委員より質問がありましたけど、報告も業務内容とかも若干聞いたのですが、業務内容と報酬額と比べて、私達一般人から見れば若干現実離れしているような感じがあるのではないかと思うところがあります。で、また特例区長とか協議会委員とかどうしても必要な役職なののでしょうか、また、その役職が必要な場合にはそこに就任されるのは退職された町長さんや副町長さんや議員さんが就任されないといけないものなのかをお尋ねしたい。もう1つ、例えばですね、一般学識者を含め各種団体の代表者とか公募とかに考えられるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

幸山会長

はい、それでは事務局のほうからお願い致します。

事務局

これは特例区区長さん特例区協議会委員の方々の報酬とか給与の問題ということにつきましては、私どもとしては先ほど申し上げたように、それに見合うだけのお仕事をしていただくものだというふうに理解していますし、現に今まだ始まって半年くらいですが一生懸命活動していただいているし、当然そういうことでなければこの地域の方々をご覧になってそれはおかしいだろうという話も出てくるというふうに思いますので、当然それに見合うだけのお仕事をしていただくというふうに思っています。それからこの特例区というのがもともと設けられた経緯なのですが、今度の5年間の時限立法です。実はそれまでの合併の中で何が1番問題になったかということですが、やはりその合併市町村のいわゆる中心となる方、地域の声や代弁される方がいなくなるということが非常に大きな問題であって、これが合併の障害であろうというような判断を多分総務省がしたことによってございまして、新しい制度として取り組んだのがこの「合併特例法による地域自治区」それから「合併特例区」ということになってございまして、これは非常に富合町の例で言いますと、現在前町長さんが合併特例区長さんとして常勤で毎日ご出勤をされております。朝早くから居られますが、もう引きも切らさない位の訪問客があり、色んな相談を受けたり、不安言を聞いたりというようなことをしてこられるというような状況でございまして、やはりその方がおられることで地域の方々の不安というものの解消に繋がっておりますし、当然その方自身が市長及び総合支所に対してももの申すという立場にありますので、そういうふうな意見も伝えていければということになってございまして、地域声を吸い上げて行くということになっております。これは現実に富合町に行ってくださいますと雰囲気がよくお解りになると思います。で、富合町の方に聞いていただくと大体分かると思いますが、やはりこういうものっていうのは合併後しばらくの期間ですが、ソフトランディングには重要な話かなというふうに思っております。確かに、地域声を吸い上げるのに果たして議員さんでなくてはいけないのかというご意見もあると思います。ただ、それまで選挙されてきて地域の代表としてきておられるのが議員さんということもありまして、富合町

の場合には議員さんが選ばれたのであろうというふうに思っております。他の選び方もあろうかと思えます。任期は2年でございますので、そういうふうな考え方で今のところ富合町はさせていただいています。で、そういうふうな状況でございまして、私達事務局としては富合町が経験した結果としては合併特例区自体、それから区長さん、それから協議会委員さんというものは非常に必要であらうというように思っているというところがございます。以上でございます。

幸山会長

はい、よろしいですか。どうぞ他に何かあればお願い致します。はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

私も同じ問題についてふれさせていただきたいなと思っております。議員さん云々という話もでましたし、私達も全く無関係ではありませんので、おそらくこの問題については少々波紋を呼ぶのではないかなというふうに予測しておりましたので、これまでの我々植木町で行ってきた議論をふまえた上でお尋ねしてみたいと思えます。先ほど富合さんのほうにも行かれて聞かれてはというお話もありましたけど、私も富合に同僚がおるものですから色々な情報を聞いております。やはりどうしても危惧する部分があるというような思いがありましてですね。実はこの件につきましては議員専門部会での協議の前に私どもの特別委員会のほうでも随分議論を重ねた経緯がございます。当初は本当に特例区でいいのかと不安視する声が半数以上ございました。その背景には皆さんがお察しのとおり事業とその報酬に関する問題があるということであり、その内容をよくよく考察していくとやはり「地域の理解は到底得られるものではないのではないか。」というような見解からでありました。議員の中には非常に純粋な方もいらっしゃいますし、公明党さんなんか。いかに業務内容を説明したとしてもこのことは行革あたりに反することではないでしょうかと、合併の基本的考え方に反する行為であり、矛盾点が多すぎるのではないかとというそういうご意見もございました。だから、報酬はもしも我々がなったとしても、それは本当に受け取るべきではないと、100歩譲って幾らかの報酬が発生したとしてもそれまで公務に携わっていた我々がよこすべしのようなそういうシステムを認めるわけにはいかないというような大変強硬なご意見もございました。実は私もそれに類似するような意見を持っております。ただし、この件については委員の選任と色々な報酬関係については市長さんの権限というふうに聞いておりますし、一番分かっておられる方がこれを作っていくことですから、ここで要望して協議によって決定付けられるものではないという風にも理解しております。ただ、やはり今の世情の声を伺ってみますと、先ほども大変懇切丁寧なご説明あったわけですが、我々議員専門部会で話し合ったこともしっかり踏まえた上でのやはり植木地域のことを考えての結果であらうというふうに私は捉えておりますけれども、

どうしても現時点において住民との意識の乖離が大きいというこの現実問題があると捉えております。そのことを踏まえた上でどのように対処されるのかな、というのが私がお尋ね申し上げたいことでございます。

幸山会長

今おっしゃった主旨は今回議員専門部会の中で結論が出たと。

小佐井委員

そうではないですね。

幸山会長

あ、じゃない。事務局のほうから最初に答えていただきます。

事務局

議員専門部会でご報告申しあげたのは今回のご提案内容自体は「特例区を5年間設置するか否か」という1点でございます。今後例えば先ほど特例区の規約というものを作りますというお話を申し上げました。規約を作る前に特例区というのはどんなふうな作業、事務をするのか、受け持つのかというようなこともご提案致します。後日。その中でいわゆる特例区の事務とか考えていただく、それから協議会の中でどんなふうな話をするのかということもご議論いただくことになるかと思えます。その上で特例区全体が決まっていくということでございます。それが1点。それから特例区の協議会委員の報酬につきましては基本的には熊本市側、新市側は予算を措置致します。で、その報酬については特例区いわゆる合併当日になるわけですが、その中で、特例区協議会の中でご議論いただきます。そして決めていただくというような形になります。その後また熊本市に戻ってくるという話、そういう風なシステムになります。私共としては予算を設定すると協議会委員の中で決めていただく。で、前回の富合の時も基本的には非常勤特別職の上限を設定させていただいたということだけでございまして、その中でのお話ということでございます。

幸山会長

合併特例区の制度について今事務局から説明があったとおりでございます。ですから私としてはこの法定協議会であれ、あるいは議員専門部会であれ、そうしたご意見等を踏まえた中で仮にこれを作ることになれば、中身については十分そういった意見を踏まえた中で制度設計を進めていかなければならないだろうと考えているところではあります。どうぞ。

小佐井委員

私の身の回りではどうしても現実問題としては大きな壁が存在しているというふうに感じておりますので、是非只今見解もいただきましたので、その見解について誰が聞いてもどの住民の皆様が聞いても正当性が大きいと感じられるように住民の皆様との意識の共有が図られますように、このことが一番大切であると考えておりますので、これから提案承認事項と協議されるまでの間に是非住民説明会やらなんやらと手段を講じて、理解を求める努力にいそしんでいただきたいということを強くご要望申し上げたいと思います。

幸山会長

はい、ご要望ということですので、承らせていただきます。はい、どうぞ他にあればお願い致します。

他ありませんでしょうか。

(ありません)

幸山会長

はい、それでは他ないようでありますれば、次に移ってもよろございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは続きまして協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、79ページ、81ページでございます。81ページ調査票のほうを見ていただければと思います。調整方針と致しましては「合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。職員の職位、給与等の処遇については公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。」ということで調整方針を定めたところでございます。82ページから両市町の現状でございます。熊本市の職員数6,155人、植木町さんは360人ということでございます。平均年齢43歳と41歳というようなことです。あと、一般職の級別分類としては熊本市の場合1級から8級、植木町さんは1級から7級ということでございます。これが主な現状でございます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第10号につきまして何かご意見・ご質問ありますか。
はい、森委員さんどうぞ。

森委員

私は植木町職員が合併した時の身分の取り扱いについてお尋ねしてみたいと思いますが、この文言の中に給与等の処遇とか公正に取り扱おうと、「給与の公正の観点から調整し合併時に統一を図る。」というようなことがあるわけでございまして、一応考え方は納得いくところでございますけれども、色々な中身があるのではないかと感じがするところでございます。例えば、富合町との合併において基本的にどういうことを考えて熊本市の職員と富合町の職員との調整を図られたのか、あるいはその辺の考え方、基本的なものについてちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

幸山会長

はい、只今のお尋ねに関しては担当課のほうからお願い致します。

熊本市人事課

富合町の合併の事例でお話させていただきたいと思います。もちろん人事上の配置等ございますが、それについては新しい組織体が決まりまして適材適所の配置という形になるかと思えます。もう1つ給料の処遇につきましては、基本的には現在の給料の額あたりを保証する過程の中で一度再計算というような手法をとりまして熊本市にその方が入られたらどうなるだろうというような調整を行っております。その結果を踏まえまして、調整の必要なものにつきましては、一定の期間を定めまして年次計画で調整を行う。そういった形で実施したところでございます。いずれにしましても熊本市の職員と同じような考えを持って人事異動なり給与処分なりを決定したところでございます。

幸山会長

はい、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

森委員

はい、只今説明をいただきましたが、具体的にお尋ねをしてみたいと思います。給与表については82ページに等級が書かれておるわけでございますが、この中身、熊本市と富合町で調整された中で答えられる範囲でいいですけども、その辺の具体的な例がここで公表できれば発表していただきたいと思えます。それからもう1つは富合町と植木町が一概にはもちろんいかんというような感じはしているところですが、異動の中身あたりについては今後合併したとした場合にどのようなお考えを持っておられるかをお尋ねをしてみたいと思えます。

幸山会長

はい、では2点についてお願いします。

熊本市人事課

まず、前段の給料にまつわる等級制のお話なのですが、熊本市は8級制をひいております。8級の一番トップを局長というふうにしております。それから随時職責に応じて2、3、4、5・・・という形で決めております。当時富合町さんのほうは6級制を用いてありました。6級制のトップを課長職の方が占められたというような給料上の違いがございました。たまたま富合町が6級課長それと熊本市も8級制の中で6級が課長だったということもございますので、まず級につきましては特段大きな調整はございませんでしたので、先ほど申しましたとおり人事異動の結果として課長にポストに異動された方については同じような級を使うことになっております。ただ、給料表の額自体は富合町と熊本市異なっておりましたので、それについては先ほど申し上げましたとおり、額を幾らにするのかあるいは何の何号級にするのか、細かなところではございますが、まずは合併前に貰われていた給料の月額を保証する形でそれと同時にもう一度計算をし直して仮に熊本市職員であったらどうだったのかというような調整を実施したところでございます。それと、合併時の異動ということでございますが、当然当時の総務課と人事課のほうで色んな人にまつわる職責でありますとか経歴でありますとかそういうものを全部含めまして適材適所という形で決定をしたというところでございます。

幸山会長

富合総合支所の現状の話をし事務局からお願いします。

事務局

富合総合支所に富合町役場からなりまして、その時に人事課がお話したとおりなのですが、ポストの問題がありますので全員がというわけではありませんが、基本的には課長クラスは課長クラスというような扱いをまずさせていただいたということが1つあります。課長さんの中で部長級になられた方もおられるし、そういうふうなこともあるというような状況がございます。それから異動のことですが、基本的にはご本人の意向を最大限尊重するというので、例えば熊本市役所に行くということになりますと今まであまりやったことの無いような事業があるかもしれないというご不安もあると思います。それでもやってみようというような方々に熊本市役所のほうに来ていただく、しかしながらやっぱり地元がいいというような方につきましては地元のほうでお働きいただく、というようなことを、すべてというわけにはいかないかもしれませんが、最大限ご本人の意向を、まず富合町の総務課長さんが把握されて、うちの人事課と色々協議をするということでご

ざいまして、旧富合町の意向を最大限生かした形で人事異動も行っていったというような状況でございます。

幸山会長

はい、いかがでしょう。

森委員

えっと、給与面でございますけれども合併当時に受給を受けた中身を保障するというところで理解していいのかなというふうに受け止めました。その後は例えば5級なら5級で何号級か知りませんが、仮に、その次はちゃんと熊本市の職員と一体的に上がっていくというような状況で考えておられるのですかね、それが1つ。それから職員の異動については今意向調査をやってその希望にそのような形で人事異動をやったというようなお答えであったかと思っておりますけれども、富合町の職員は何割程度熊本市のほうに異動が起きているのか割合を聞かせていただければと思います。

幸山会長

はい、それでは2点お願いします。

熊本市人事課

まず1点目でございます、合併後のその方の昇給的なものにつきましては当然熊本市の制度とひきなおして同様に昇格をしていくことになろうと思っております。それと異動の希望に対する割合でございますけれども、申し訳ございません、私のほうがちょっとその辺の数字を把握しておりません。

幸山会長

それは事務局のほうからある程度把握している限りでお願い致します。

事務局

希望したかどうかという個別の話は分かりませんが、富合町から総合支所に移った時に富合町で86名おられました。で、その中で企画課とか議会事務局とかそういういわゆる熊本市と一体化する職種につきましては課がなくなります。ということで富合の総合支所に最終的に配置された職員が71名ということでございまして、15名そこで減っているということでございます。で、その71名中の旧富合町の職員が61名ということでございまして、ということは引き算しますと約20名が熊本市のほうにおいでになったのではないかなというふうに思っております。

幸山会長

よろしいですか。どうぞ他にありますればお願い致します。

他はご意見・ご質問ありませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次に移ってもよろしいでしょうか。はい、それでは次に移らせていただきます。続きまして協議第12号「一部事務組合等の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

85ページ以降でございます。87ページをご覧いただきたいと思います。一部事務組合でございます。調整方針と致しましては「山鹿植木広域行政事務組合について、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政組合に加入をする。」と。「期間、その他必要な事項については、今後協議をする。」「熊本県市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。」ということになっております。見ていただきますと、植木町さんのほうでは山鹿植木広域行政事務組合としてはゴミ処理、それから消防事務、それからふるさと市町村圏基金の計画、し尿処理等があるものでございます。それから、熊本県の市町村総合事務組合、これは退職手当関係でございます。こういうようなものに加わっているということで、今、申しましたような形の調整方針になったところでございます。

それから88ページをお開きいただきたいと思いますが、「広域連合」。これは、後期高齢者の問題でございますけれども、「熊本県後期高齢者医療広域連合につきましては、植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において引き続き継続加入する。」ということで、この広域連合については熊本県内すべての市町村が加入しておりますので、植木町さんが熊本市に合併した場合には熊本市のほうは引き続き継続して加入するというところでございます。

それから、89ページでございます。「事務の委託」ということで、これは公平委員会の事務が熊本県に委託されておまして、これにつきましての調整方針と致しまして「植木町に係る熊本県の事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。」ということで熊本市のほうは人事委員会を設置しておりますので、こちらのほうで事務処理を行うということになるかと思っております。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第12号につきまして何かご意見・ご質問ありますでしょうか。

幸山会長

一部事務組合等の取り扱いについてありませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次に移ってもよろございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは次に移らせていただきます。続きまして協議第16号「総務関係事業について(その2)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

91ページ以降でございます、95ページの調査票をご覧いただきたいと思います。常備消防でございます。これは先ほど申しました広域行政の中で現在されているところでございますけれども、この「合併後の植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。」これは先ほどと同じでございます。それから1つ「山鹿植木広域事務行政組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。」ということで、熊本市と同じような体制をすることということでございます。現在植木町さんのほうでは常備消防組織としてここに書いてありますような山鹿市のほうに消防本部がありまして、植木消防署があるということでございます。現在24年に向けて県では広域消防本部の再編に向けて協議中ということもありますので、そのような状況等をふまえながら今後の消防体制いわゆる常備消防についての考え方というのをまとめていくということになるかと思っております。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第16号につきまして何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。

特にございませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは次に移ってもよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

はい、それでは次に移らせていただきます。協議第21号「環境保全関係事業について(その2)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、97ページ以降で調査票の99ページでございます。99ページ、100ページごみの問題でございます。調整方針としては「一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例に統一する。」ということで、99ページのほうにはいわゆる廃棄物の処理等につきまして植木町・熊本市ということでここに記載しております。

100ページをご覧いただきたいと思います。「ごみ収集事業」ということで、これにつきましてはいわゆる「有料ごみ袋」でございます。植木町さんのほうは熊本市と比較しますと一枚20枚入りの一袋で計算致しますと、300で約1枚13円50銭位。熊本市は23円位ということで有料ごみ袋のほうは熊本市が高く設定をされておりますが、これは以前にもありましたけど、ごみに関しましてはごみステーション収集から焼却まで一部事務組合に植木町さんが加入されているということでございますので、この間はいわゆる収集から最後の処理まで現行どおり継続をするということで、この一部事務組合から脱退をした後熊本市の例に統一するというので、同じような調整方針にさせていただいたところでございます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今の協議第21号につきましてご意見・ご質問があれば伺ってまいります、いかがでしょうか。

幸山会長

ありませんでしょうか、それでは次に移ってもよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次に移らせていただきます。続きまして協議第22号「経済振興関係事業につ

いて（その２）」につきまして事務局から説明をお願い致します。

事務局

１０３ページ以降、１０７ページをご覧いただきたいと思います。「農業委員会あっせん基準」ということでださせていただいております。いわゆる意欲を有する担い手となる農業者の経営拡大等で色んな利点と致しまして、譲渡所得の課税優遇や不動産取得税の軽減等を農業委員会であっせん基準を決めておられまして、それに該当するものにつきましてはこのような優遇措置がとられているということでございます。制度比較をみていただきますと、熊本市の場合基準面積ということで複合経営として１２０a、それから施設園芸、新規就農者ということでそれぞれ５０aの基準を設けております。植木町さんのほうは基準面積ということで細かく上からスイカ・花・・・、こういう組み合わせでそれぞれに基準を設定されているところでございます。これにつきましても調整方針がそれぞれの区域に農業委員会が当分の間設置をされますので、設置されている間は各農業委員会において現行の幹旋基準の設定を存続させるということで、現在の農業委員会がある間はこのあっせん基準をそのまま継続をするというようなことで調整方針を決めさせていただいているところでございます。以上です。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第２２号につきまして何かご意見・ご質問ありませんでしょうか。

幸山会長

「農業委員会あっせん基準」について特にございませんでしょうか。無いようであれば次に移ってもいいでしょうか。

（はい）

幸山会長

はい、それでは次に移らせていただきます。続きまして協議第２３号「都市建設関係事業について（その２）」につきまして、事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、１０９ページ以降で１１３ページの調査票をご覧いただきたいと思います。現在植木町さんのほうでは植木土地区画整備施行区域ということで、９０．８haが設定されておりまして現在植木中央土地区画整備施行地区、いわゆる認可地区ということで工事が進められております。施行面積１７．５haということでございます。そのようなことで、

今回調整方針と致しましては「植木土地区画整備施行区域（計画区域）のうち着手部分、植木中央土地区画整理施行地区でございますが、これについては現行の制度を存続する。」と。また「未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備をする。」というようなことで調整方針をとらせていただいたところでございます。以上です。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第23号につきましてご意見・ご質問あれば伺ってまいります。はい、小佐井委員さんどうぞ。

小佐井委員

すみません。只今の土地区画整備事業のことにつきましてお尋ねしたいと思います。区域の再編・事業手法の見直しを含むという文言がありましてちょっと気になっている部分がございます。ご承知のとおり今17.5haでしょうか、当町が進めておりますけど、その他に計画部分が随分ございます。特に今事業をやっている区域のところ、植木のちょうど4丁目あたりから役場周辺に向かっての部分が未着手であるわけでありましてけれども、ご覧になるとよくわかりますけれども整備されている所が非常によくなってきておりますけれども肝心の役場に向かう道路に来ると随分形状が違ってまいります。この辺のことでやはり随分交通安全等の問題もありまして危惧されている部分があるわけですね。当然私共としてはその部分もしっかりと整備をしていきたいというような望みを持っているわけでありまして、今の現行の調整の中でその辺のことについてどのような話し合いがもたれたのか今後の展望もいただきたいなという思いがありますので、なんなりとご説明をいただきたいなというふうに思います。

幸山会長

はい、それでは担当課のほうからお願い致します。

熊本市都心化推進課

今委員ご指摘の部分でございます。植木の中央エリアそれから今度は役場のほうに向かう所というお話がでております。この辺は今植木町さんと話をつめている最中でございます。で、植木町さんのほうは整備をしたいというようなご方針を今お持ちでございます。で、この辺の区域の再編90.8ha全体的にございます。この辺自体を全部本当に区画整理でやるのかどうかというのを含めて今後考えていかななくてはならないと。町との話の中では今委員さんがおっしゃったようなところ、この辺はやはりきちっと整備していくべきじゃないかということは私共も聞いておりますし、実際そうではないかなと思っております。で、手法についてでございますけれども、これは区画整理のほうの手法でいくのか個々

の手法でいいのか、その辺整備のあり方についても検討するというところで事業手法の見直しもと書かせていただいているところでございます。以上です。

幸山会長

はい、よろしいですか。他に何かご意見・ご質問ありますでしょうか。他はございませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは、他ないようでありますれば次に移ってもよろしいでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは次に移らせていただきます。続きまして協議第27号「政令指定都市移行に関する事項について(その1)」につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局

はい、115ページをご覧いただきたいと思います。この都市計画いわゆる政令指定都市移行に伴う都市計画の取り扱いについて次のように定めるということで、(1)から(4)でございます。

「(1) 合併時の植木都市計画区域を現行のまま引継ぎ、区域区分(線引き)は行わないものとする。合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。」

「(2) 市街化調整区域における開発等については、地区計画制度や都市計画法第34条に基づく許可等、地域の実情に応じた適切な運用を行う。」

「(3) 線引きと同時に集落内開発制度の適用を行う。なお、集落内開発制度の制度設計にあたっては、植木地域の集落の特性を考慮して作成する。」

「(4) 線引きや開発制度については、住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。」というこの4点でございます。117ページ調査票を書いてありますけれども、制度比較に関しては植木町さんのほうは植木都市計画区域6,718haで、植木町そして熊本市の一部がかかっているところでございます。そういうことで現在は線引きがされておりません。ただ用途区域の指定は一番下のほうに書いてあります271haがあつておりますけれども、線引きはされていないという現状でございます。118ページからご説明をさせていただきたいと思います。この問題につきましては研究会でも

色んな議論がされたところでございます。いわゆる線引きの意義とあえて書いてありますけれども、いわゆる良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和を図るといことで定めてありまして、政令指定都市に移行した場合はいわゆる現在線引きのない植木町町域においても県により線引きが行われるということになるところでございます。

119ページ「市街化調整区域の開発等」ということでこれが研究会でも色々と議論されたところでございます。市街化調整区域というのは建設開発区域が制限されておりますが、次のような場合には建築や開発行為が可能であるということで、これまで色んな問い合わせがありましたものをここにピックアップして記載しているところでございます。(1)が「既存建築物の建替え」ということでいわゆる市街化調整区域になる以前から建てられた建築物については同規模の建替えは既存の権利として認められるということになっております。下のほうに3点ありましていわゆる建て替えの延床面積が1.5倍まで、個人住宅には通常の1.5倍という等々の条件がここに書かれているところでございます。(2)でございます。「線引き時の移行緩和」でございます。これも線引きが行われる前に農地転用の許可を受けていたものは線引きから6ヶ月以内に既存権利届出書を熊本市長に届ければ当該目的に従って5年以内に開発・建築ができる。(3)が農家住宅の建築でございます。建築物農林漁業従事者の住宅は市街化調整区域内であっても建築が可能となっております。それから(4)で「分家住宅、日用品店舗等の建築について」ということで、都市計画法第34条に該当する分家住宅や社会福祉施設・日用品等の建築が可能であるということになっておりまして、日用品等の店舗等の例と致しましては下のほうに小売店・呉服・服地と、こういうようなのが規定されている例として挙げられるものであります。120ページ、先ほどの例が上のほうにずっと書いてあります、一般飲食店等でございます。それから(5)でございます、「温泉施設の建築について」ということで、これは確か研究会でもなかったかと思えます。温泉施設については都市計画法第34条第2号で鉱物資源・観光資源等の有効な利用上必要な建築物等を適用することにより、これまで同様な建築が可能となるということでございます。ただ、これは一応適用地区の指定が必要でございまして、いわゆる日本の場合は1,000メートル掘ると温泉が出ると言われておりますけど、どこにもここにもということではありません。一応適用地区の指定をするとなっております。それから(6)です、「沿道サービス施設の路線指定について」ということで、いわゆる9号に基づいてドライブイン・ガソリンスタンド等の建築を可能とする主要幹線道路の指定について検討するというところで、いわゆるこの34条第9号で道路の円滑な交通を確保する為に適切な位置に設けられた休憩所、これが認められておりまして、ただ色んな立地条件・施設基準等々がありますけども、このようなものも適用できるということですよ。(7)「地区計画の運用」でございます。これは市街化調整区域における大規模開発につきましては都市計画審議会の議論を経て地区計画の都市計画決定がなされた場合には開発許可ができるということで、住居系・非住居系ということで色んな面積等の違いがありますが、このようなものが基準として定められております。それから(8)でございます、「集落内

開発制度」でございます。これにつきましても既に熊本県の条例はありますけれども、今現在平成21年度内の条例制定に向けて熊本県の条例を基に制度設計を行っているところでございます。制度等にあたっては住民の意見を聞きながら地域の事情に即した制度ということで検討を重ねることになっております。参考までに熊本県の集落内開発制度についての概要については点線の中に記載しております。色々な基準等が示されているところでございます。この中で特に建築物の用途、122ページの上のほうでございますけれども、いわゆる条例の指定区域内で建築できるもの、ということで、地上10メートル以下・地下を除く階数が2階以下ということで、住宅、これは共同住宅や宿舎・下宿などは除いて、いわゆる長屋形式の2戸で1軒となっているような、メゾネットタイプものは建築が可能となっております。あとは②③ということでこういう用途はいいということになっております。123ページこれは市街化調整区域内の開発制度のイメージということで、これは参考までに付けさせていただきます。以上でございます。

幸山会長

はい、只今説明のありました協議第27号につきまして何かご意見・ご質問あれば伺ってまいります。

はい、高田委員さんどうぞ。

高田委員

115ページですけど、3番目に集落内開発制度の制度設計にあたっては植木町地域の集落の特性を考慮して作成すると書いてございますけれども、この植木町の特性を考慮という「特性」とはどのようなものをいわれているのかお尋ねしたいと思います。

幸山会長

はい、只今のお尋ねはどちらから答えますか。はい、どうぞ。

熊本市都市計画課

集落内開発制度につきましては先ほど説明がありましたように、21年度の条例制定ということで20年21年ということで作業を進めております。その中で制度設計にあたりましてその植木地域の特性を考慮してということですが、植木町さんのお話を聞かせていただく中で、集落の形態とか道路の状況とかいうのを聞きながら作業のほうを進めさせていただいております。実際現段階で調査に入っていくとか現地調査に入っていくというのは困難かもしれませんが、事務方のレベルの中でお話を聞かせていただきたいというような話はさせていただきます。

幸山会長

はい、いかがでしょう。

高田委員

「特性」というのがどういうことなのか分かりませんが、1つの条件があるわけですよね。50戸の50m以内で50%の住宅地というのは条件があるわけですが、その中に特性というものが、特性というのがどういう条件をいわれているのかちょっと分かりにくいのですが、何か現実的にあったらお願いしたいのですが、それでも。

幸山会長

はい、いかがでしょうか。お願いします。

熊本市都市計画課

「特性」と書いておりますけど、県のほうの実際に動いております条例の中でも今委員のほうでおっしゃられました50戸・50m連たんとかよく表現されていますが、実際には集落の中での道路の幅員ですとか、あるいは排水の状況とかいうのが県の条例の中でも規定をされています。で、県の条例でいきますと先ほど説明資料の中でもありましたけど、幅員6m以上とか6.5m以上の区域外道路に接するとかいうような条件も県のほうではあります。で、その辺のところは今回熊本市で条例化する制度設計の中で、熊本市域の中の集落もそうなのですが、その道路の状況とか排水の状況とかいうのがそれぞれございますので、その辺は調べた上で制度設計をしてまいりたいということで、50m・50戸だけじゃなくて道路とか排水とかそういうのも基準としてはございますので、その辺の集落を検討したいということでございます。

幸山会長

いかがでしょうか、ようございますでしょうか。どうぞ他にあればお願い致します。

幸山会長

他はございませんでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは、無いようでありますので、協議についてはこれで終わりたいと思いますが、ようございますでしょうか。

(はい)

幸山会長

それでは協議につきましてはこれで終了とさせていただきます。次に次第4の「その他」となっておりますが、何か委員の皆様方からありますでしょうか。

はい、どうぞ。

富吉委員

子育て支援で少々気がかりな点がありますので申し上げたいのですが、この協議に出てきておりませんので、よろしいでしょうか。

実は、植木町において、現在保育園に関する民営化議論がありまして、熊本市と合併した場合にどのような方向性が示されるのか、保護者の方から話題になっているので聞いていただきたいという要望がありました。このことについて、この協議会で協議項目として詳しく協議されているものではありませんが、住民からの強い要望がありましたので、ちょっとお尋ねしたいと思いました。

合併した場合に、やはり現在の植木町の考え方に示されているとおり民営化の方向でいられるのか、それとも現在の検討結果とは関係なく再検討されるのか、または民営化しないで存続という方向性を示していただけるのか、どのようになるかを見解できればと思いますけど。

幸山会長

このことについて、保育園の民営化についてですが。では、事務局から。

事務局

先ず、今日担当課が来ておりませんので、ちょっと状況がよく分からないということでございます。

私が聞き及んでいる範囲では、植木町で行う保育園の民営化の是非についてという議論は合併協議の中では行っていないということでございます。植木町の施策でございますので、それを熊本市が良いとか悪いとか言うことは今の段階では如何なものかと。

熊本市の中でも、現在、一部民営化ということはやっております。

幸山会長

もし良ければ、改めて次回でも担当の方に確認したうえで答えを出すということもいかがでしょうか。

確かに、今の植木町での議論について、こちらの方からどうこう言える状況ではないかと思えますけれども。ただ、そういうことも含めて、一度担当課から作業部会のほうにおろして、考え方を示すということも可能ではないでしょうか。

事務局

では、そういう御意見も踏まえて、現在の植木町の取り組みについて作業部会の中で一応整理をさせていただいて見解を示す、ということはあるかもしれませんが、それが、植木町の見解になるかもしれませんが、そこはどのような形になるか分かりませんが、次回、今日の御意見を受けて御報告をさせていただきます。

幸山会長

次回、報告させていただきます。どうぞ他に「その他」でございますでしょうか。他は特にございませんでしょうか。それでは事務局から何かありますか。

事務局

はい、次回の開催でございますけれども、4月17日金曜日10時から植木町の「生涯学習センター」で開催をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

会長

それでは、事務局のほうでの調整がうまくできてなかったようでありますので・・・、

事務局

日程調整がうまくできてなかったみたいで、申し訳ございません。再度調整させていただきます。

幸山会長

はい、改めまして調整をし、出来るだけ早く皆様方にお示しをさせていただきたいというふうに存じます。他事務局からないですか。

幸山会長

はい、それでは他ないようでありますので、以上をもちまして本日の議事につきましては終了とさせていただきます。大変熱心にご議論いただきましたことに心から感謝を申し上げます、誠に有り難うございました。

司会者

それでは、最後に「閉会の言葉」を本協議会副会長であります藤井植木町長が申し上げます。

藤井植木町長

本日は第5回目の協議会で行っていただきましたけれども、2時間30分にも及ぶ長時間の慎重なご審議、誠に苦勞様でございました。お世話になりました。今日は20年度の年度末ということで、皆様方には大変お忙しい中にご出席いただきまして有り難うございました。おそらく本田委員さんもそうでありますけれども、次回からはこの席に臨められない方もいらっしゃるかと思いますが、この間大変お世話になりましたことに感謝を申し上げまして終わりたいと思います、どうも苦勞様でございました。有り難うございました。

司会者

それでは、これをもちまして第5回熊本市・植木町合併協議会を終了致します。

終了 16時50分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年 5月 25日

署名委員

今井洋介

署名委員

小佐井賀瑞宜

